

(事務局案) 情報選定専門委員会の設置について

平成17年6月30日17福保健健第729号

改正 令和●年●月●日06健研健第●号

(情報選定専門委員会の設置)

第1 食品安全情報評価委員会（以下「情報評価委員会」という。）において食品等の安全性情報を効率的に分析及び評価することを目的として、東京都食品安全情報評価委員会規則（平成16年東京都規則第79号）（以下「規則」という。）第6条に基づき、情報選定専門委員会を設置する。

(構成)

第2 情報選定専門委員会は、委員長、副委員長及び委員長の指名する委員及び専門委員をもって組織する。

(情報の選定及び報告)

- 第3 情報選定専門委員会は、食品等の安全性に関する情報のうち、情報評価委員会で調査すべき情報及び東京都が都民へ速やかに提供すべき情報を選定する。その結果を情報評価委員会の委員に周知するとともに、直近の情報評価委員会で報告する。
- 2 情報選定専門委員会は、前項前段の情報が収集され、選定が必要であると委員長が判断した際に、直近の情報評価委員会の前に開催することができる。
- 3 情報選定専門委員会において情報を選定する際に取り扱った食品等の安全性に関する資料は、情報評価委員会に報告する。

(会議等の公開)

第4 会議及び会議資料の公開は、他の専門委員会の例による。

(附則)

第5 この決定は、令和●年●月●日から施行する。